

別表2 BELS住宅に係る評価料金

令和5年10月1日改訂

10%税込金額(税抜金額)[単位:円]

| | 審査条件 | | 料 金 |
|------------|-----------------|---------------|--|
| | 一戸建ての住宅 | 単独審査 | 型式認定 |
| 仕様基準 ※11 | | | |
| 誘導仕様基準 ※11 | | | |
| 上記以外 | | | |
| 併願審査 | | 設計住宅性能評価 | 13,200 (12,000) |
| | | 長期使用構造等確認 | |
| | | 低炭素認定技術的審査 | |
| | | 性能向上計画認定技術的審査 | |
| 共同住宅等 | 審査条件 | | 料 金 |
| | 単独審査 (住戸のみ) | 型式認定 | 基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数 ・基本料金 88,000 (80,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000) |
| | | 仕様基準 | |
| | | 上記以外 | |
| | 単独審査 (建築物全体) | 型式認定 | 基本料金+戸あたり料金×総住戸数+ 共用部料金 ・基本料金 88,000 (80,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000) ・共用部料金 110,000 (100,000) |
| | | 上記以外 | |
| | 併願審査 | 設計住宅性能評価 | 上記審査料金の2分の1の額 (評価対象部分の戸あたり料金及び 共用部料金のみ)※8 |
| | | 長期使用構造等確認 | |
| | | 低炭素認定技術的審査 | |
| | | 性能向上計画認定技術的審査 | |

- ※1 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とします。
- ※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一户建ての住宅の料金の2を乗じた額とする。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一户建ての住宅の額とする。
- ※4 共同住宅等の建築物全体について、共用部の審査を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、単独審査（住戸のみ）の額とする。
- ※5 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。
- ※6 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
- ※7 併願審査とは、原則、同一時期の申請であるものを対象とする。
- ※8 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査をBELSに係る評価の業務の申請で初めて行う場合は、戸あたり料金にのみ2分の1を適用し、共用部料金は110,000円（税込）とする。
- ※9 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき11,000円（税込）とする。
- ※10 第11条第1項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度2,200円（税込）を加算する。
- ※11 仕様基準及び誘導仕様基準とは、外皮及び一次エネとも、仕様基準又は誘導仕様基準で申請する場合とする。

別表3 非住宅に係る評価料金

【モデル建物法】 10%税込金額（税抜金額）[単位：円]

| 延べ面積（㎡） | 用途分類（別表4による） | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | A種 | B種 | C種 |
| 500未満 | 84,700 (77,000) | 44,000 (40,000) | 31,900 (29,000) |
| 500～1,000未満 | 93,500 (85,000) | 49,500 (45,000) | 36,300 (33,000) |
| 1,000～2,000未満 | 119,900 (109,000) | 67,100 (61,000) | 52,800 (48,000) |
| 2,000～4,000未満 | 167,200 (152,000) | 101,200 (92,000) | 83,600 (76,000) |
| 4,000～6,000未満 | 209,000 (190,000) | 143,000 (130,000) | 110,000 (100,000) |
| 6,000～8,000未満 | 231,000 (210,000) | 165,000 (150,000) | 132,000 (120,000) |
| 8,000～10,000未満 | 264,000 (240,000) | 193,600 (176,000) | 149,600 (136,000) |
| 10,000～20,000未満 | 308,000 (280,000) | 228,800 (208,000) | 176,000 (160,000) |
| 20,000～50,000未満 | 352,000 (320,000) | 281,600 (256,000) | 211,200 (192,000) |
| 50,000～100,000未満 | 440,000 (400,000) | 343,200 (312,000) | 264,000 (240,000) |
| 100,000～200,000未満 | 572,000 (520,000) | 422,400 (384,000) | 334,400 (304,000) |
| 200,000～ | 792,000 (720,000) | 528,000 (480,000) | 422,400 (384,000) |

【標準入力法（主要室入力法を含む）】 10%税込金額（税抜金額）[単位：円]

| 延べ面積（㎡） | 用途分類（別表4による） | | |
|-------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|
| | A種 | B種 | C種 |
| 500未満 | 176,000 (160,000) | 132,000 (120,000) | 99,000 (90,000) |
| 500～1,000未満 | 220,000 (200,000) | 149,600 (136,000) | 123,200 (112,000) |
| 1,000～2,000未満 | 264,000 (240,000) | 176,000 (160,000) | 140,800 (128,000) |
| 2,000～4,000未満 | 308,000 (280,000) | 211,200 (192,000) | 176,000 (160,000) |
| 4,000～6,000未満 | 352,000 (320,000) | 246,400 (224,000) | 209,000 (190,000) |
| 6,000～8,000未満 | 396,000 (360,000) | 290,400 (264,000) | 231,000 (210,000) |
| 8,000～10,000未満 | 506,000 (460,000) | 352,000 (320,000) | 264,000 (240,000) |
| 10,000～20,000未満 | 528,000 (480,000) | 422,400 (384,000) | 308,000 (280,000) |
| 20,000～50,000未満 | 616,000 (560,000) | 501,600 (456,000) | 352,000 (320,000) |
| 50,000～100,000未満 | 748,000 (680,000) | 598,400 (544,000) | 440,000 (400,000) |
| 100,000～200,000未満 | 968,000 (880,000) | 721,600 (656,000) | 572,000 (520,000) |
| 200,000～ | 1,276,000 (1,160,000) | 880,000 (800,000) | 704,000 (640,000) |

[別表 3 注意事項]

- ※1 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表 4 による。
- ※2 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。
- ・ A種が含まれるときは A種
 - ・ A種が含まれず、B種が含まれるときは B種
- ただし、上記適用が著しく不合理であるとセンターが認めた場合は別途判断する。
- ※3 別表 3 の面積は、申請範囲の部分の面積とし、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ※4 センターで行った適合性判定の結果を利用した申請の場合は、別表 3 記載の料金によらず、一律 22,000 円 (税込) とする。この場合において、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表 3 記載の料金の 10 分の 1 の額を加算する。その他センターが合理的に審査できると判断した場合は、減額できるものとする。
- ※5 計画変更の料金は当初適用された料金の 10 分の 6 の額とする。
- ただし、次の場合は上表の料金とする。
- ・ モデル建物法を標準入力法 (主要室入力法を含む) に変更等、計算方法を変更して申請する場合
 - ・ 直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ※6 計画変更で計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、11,000 円 (税込) とする。
- ※7 B E S T 省エネ基準対応ツールにより申請する場合の料金は別途見積りとする。
- ※8 第 10 条第 4 項に定める再交付の料金は、評価書一通につき 11,000 円 (税込) とする。
- ※9 第 11 条第 1 項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度 2,200 円 (税込) を加算する。

別表4 用途分類

確認申請書四面に記載する用途コードにより以下の分類とする。

| 分類 | 適合性判定の対象となる建築物の確認申請四面に記載される用途 | 用途区分コード |
|---|---|---------|
| A種 | 図書館その他これに類するもの | 08140 |
| | 博物館その他これに類するもの | 08150 |
| | 美術館その他これに類するもの | 08152 |
| | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの | 08160 |
| | 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの | 08170 |
| | 助産所（入所する者の寝室があるものに限る） | 08190 |
| | 助産所（入所する者の寝室がないものに限る） | 08192 |
| | 児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。） （入所する者の寝室があるものに限る。） | 08210 |
| | 児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。） | 08220 |
| | 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。） | 08230 |
| | 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） | 08240 |
| | 診療所（患者の収容施設のないものに限る。） | 08250 |
| | 病院 | 08260 |
| | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバドミントン練習場 | 08370 |
| | 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。） | 08380 |
| | ホテル又は旅館 | 08400 |
| | 映画スタジオ又はテレビスタジオ | 08480 |
| | 劇場、映画館又は演芸場 | 08530 |
| | 観覧場 | 08540 |
| | 公会堂又は集会場 | 08550 |
| 展示場 | 08560 | |
| ダンスホール | 08590 | |
| 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの | 08600 | |
| B種 | 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの | 08060 |
| | 幼稚園 | 08070 |
| | 小学校 | 08080 |

| | | |
|--|---|-------|
| B種 | 義務教育学校 | 08082 |
| | 中学校、高等学校又は中等教育学校 | 08090 |
| | 特別支援学校 | 08100 |
| | 大学又は高等専門学校 | 08110 |
| | 専修学校 | 08120 |
| | 各種学校 | 08130 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 08132 |
| | 保育所その他これに類するもの | 08180 |
| | 巡査派出所 | 08270 |
| | 公衆電話 | 08280 |
| | 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設 | 08290 |
| | 地方公共団体の支庁又は支所 | 08300 |
| | 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの | 08330 |
| | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの | 08390 |
| | 日用品の販売を主たる目的とする店舗 | 08438 |
| | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるものの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。） | 08440 |
| | 飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。） | 08450 |
| | 食堂又は喫茶店 | 08452 |
| 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が | 08456 | |

| | | |
|------------------|---|-------|
| | 0.75 キロワット以下のものに限る。) 又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 | |
| | 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 08458 |
| | 物品販売業を営む店舗以外の店舗 (前2項に掲げるものを除く。) | 08460 |
| | 事務所 | 08470 |
| | 料理店 | 08570 |
| | キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー | 08580 |
| | 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物の販売を主たる目的とする店舗、当該農作物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの (当該農作物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。) で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) | 08650 |
| C 種 | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 | 08310 |
| | 建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設 | 08320 |
| | 工場 (自動車修理工場を除く。) | 08340 |
| | 自動車修理工場 | 08350 |
| | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの | 08360 |
| | 自動車教習所 | 08410 |
| | 畜舎 | 08420 |
| | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 | 08430 |
| | 自動車車庫 | 08490 |
| | 自転車駐車場 | 08500 |
| | 倉庫業を営む倉庫 | 08510 |
| | 倉庫業を営まない倉庫 | 08520 |
| | 卸売市場 | 08610 |
| | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 | 08620 |
| | 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの | 08630 |
| 農業の生産材料の貯蔵に供するもの | 08640 | |
| 対象外 | 一戸建ての住宅 | 08010 |
| | 長屋 | 08020 |
| | 共同住宅 | 08030 |

| | | |
|-----|-----|-------|
| | 寄宿舍 | 08040 |
| | 下宿 | 08050 |
| 要相談 | その他 | 08990 |